Ⅲ　女　性　支　援

〔女性相談支援センター〕

〔配偶者暴力相談支援センター〕

〔女性自立支援施設〕

(Ⅰ)女性相談について

これまで、「売春防止法」に基づき婦人保護事業として女性支援が行われてきたが、様々な問題を抱える女性を支援するため、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年4月1日に施行された。

それによって「婦人相談所」は「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」は「女性相談支援員」に、「婦人保護施設」は「女性自立支援施設」に名称が変更になった。

「婦人保護事業」も「女性支援事業」として、様々な問題を抱える女性の支援を行っていく。

1　女性相談（女性支援事業）とは

（１）根拠法等

①困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年制定）

②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年制定）

③人身取引対策行動計画（平成16年12月）→人身取引対策行動計画（2009・2014・2022）

④ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年制定）

（２）女性支援事業の対象者の範囲

①性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）

②ＤＶ被害者（配偶者からの暴力を受けた者）

＊配偶者とは）事実婚や、生活の本拠を共にする交際相手も含む。
関係解消後も、引き続き暴力を受ける場合も含む。

＊暴力とは）身体的暴力に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。

③人身取引被害者

④ストーカー被害者

2　女性相談の実施機関

（1）　女性相談支援センター（長崎こども・女性・障害者支援センター）

都道府県における女性支援事業の中枢機関として、保護を必要とする女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、援助、一時保護及び啓発活動を行なう。

なお、五島、壱岐、対馬の各保健所には、女性相談支援センターの兼務職員が配置され、女性相談支援センター所長の判断により現地での女性相談に対応できるような体制となっている。

地域での施策では対応困難な相談や一時保護を必要とする相談については、関係機関と連携しながら問題解決に当たっている。

（2）　配偶者暴力相談支援センター
（長崎／佐世保こども・女性・障害者支援センター）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談対応、相談機関の紹介、医学的又は心理学的な指導、被害者及び同伴家族等の一時保護、各種制度の利用や保護命令、施設利用等に関する情報提供等の業務を行なう。

長崎県では平成 14 年度から旧婦人相談所（現長崎こども･女性･障害者支援センター）に、平成 19 年度から佐世保こども・女性・障害者支援センターに配偶者暴力相談支援センターとしての機能が指定された。

平成 23 年 4 月からは、長崎市と南島原市に配偶者暴力相談支援センターが設置されたため、県内の配偶者暴力相談支援センター設置数は 4 か所となった。

3　相談業務の内容

（1）電話相談

誰でも気軽に相談できるよう匿名性を尊重し、女性に関するあらゆる相談について、助言・情報提供、他機関紹介等を行う。

（2）来所相談

電話相談だけでは容易に解決できない複雑な相談や、一時保護を必要とする相談等、より専門的な支援を必要とする相談に対応している。その他、必要性に応じ、出張相談等に応じることもある。

４　相談支援の流れ

次のとおり、各関係機関と連携をとりながら、相談者を支援している。

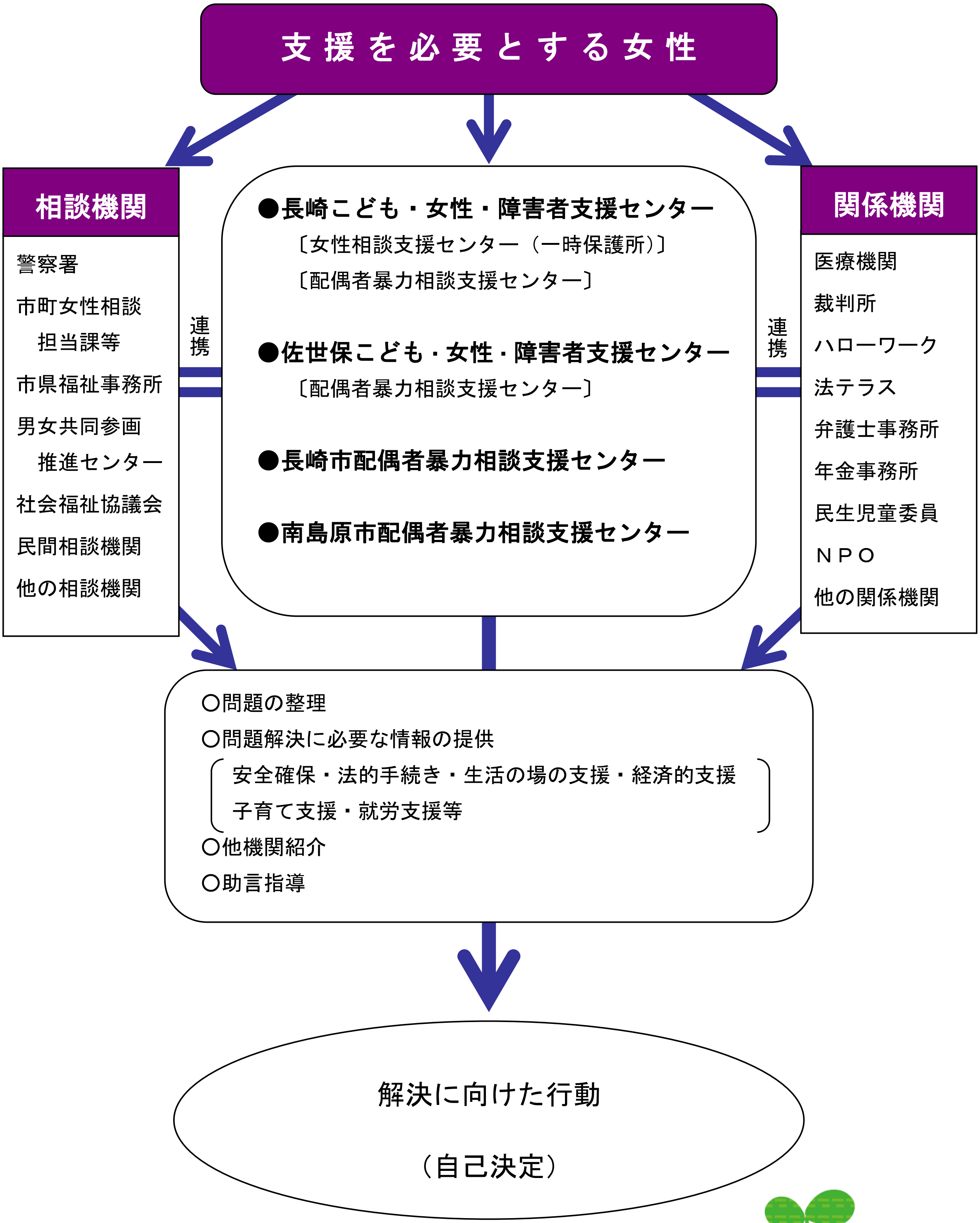

（１）長崎モデル

「長崎モデル」とはＤＶ被害者支援の充実のために、総合相談機関であるこども・女性・障害者支援センターの専門的相談支援と、ＤＶ被害者の同伴児童の学習面や情緒等への配慮、ＮＰＯとの協働事業等による本県独自の被害者の立場にたったきめ細かな支援対策をいう。
（H17～訪問教育、H18～保育士配置、H21～退所者等就労支援、H22 屋内体育館整備、H22～24 光交付金活用による支援拡充）

１．相談から自立までの切れ目のない支援

相談・保護の体制

〇長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センター等における相談業務
〇一時保護、女性自立支援施設での自立支援
〇配偶者暴力相談支援センターでのDV被害相談、関係機関との連絡会議開催

ステップハウス・シェルターの整備と自立支援

〇一時保護所退所後、心身の回復を図るまで生活するステップハウスの運営（委託）
〇入居者の同行支援、家事育児支援等

〇市町・裁判所・ハローワーク等への同行支援
〇家庭訪問による生活訓練・家事育児支援
〇女性自立支援施設等退所者等の就労支援

自　立

一時保護所退所後、
1年以内での自立を目指す

地域における支援

〇市町の福祉サービス
〇NPO・ボランティアによる被害者や子どもの居場所づくりによる支援
〇自助グループ活動

２．DVを未然に防ぐための啓発と心理ケア

〇中学生、高校生や社会人を対象に親密な間柄の対等な人間関係の構築について理解を深めてもらうため、DV予防教育を実施
〇DV家庭で育った子どもへの心理ケア

（Ⅱ）相談事業の概要

１　相談件数等の推移

（１）相談件数の推移

平成25年度以降、県全体の相談件数は増加傾向にあった。令和2年度をピークに、減少傾向にはあるが、引き続き3千件前後の数で推移している。

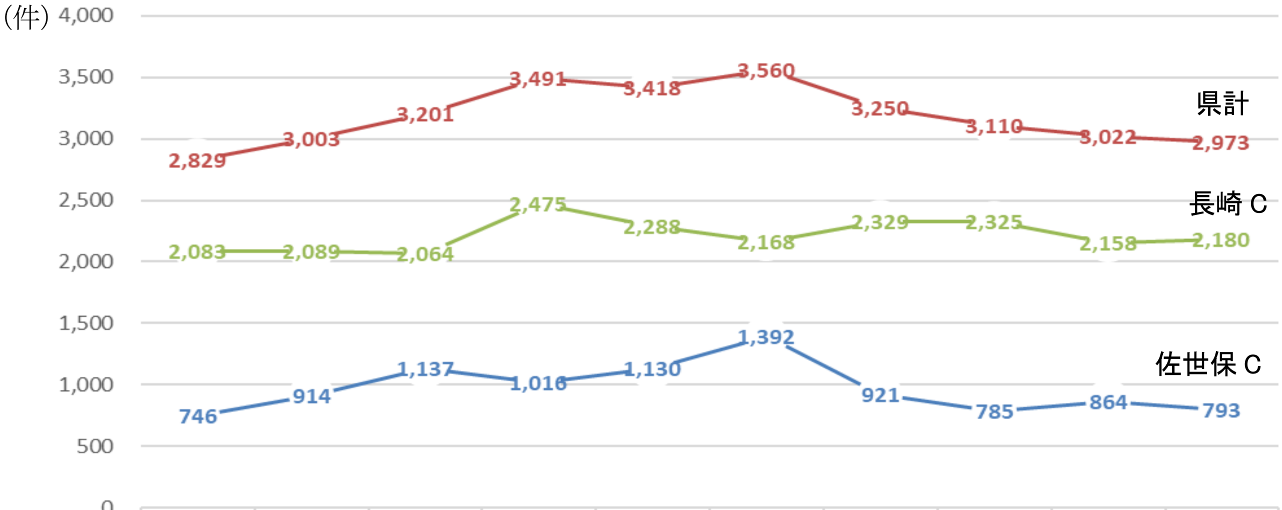

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
長　崎C	2,083	2,089	2,064	2,475	2,288	2,168	2,329	2,325	2,158	2,180
佐世保C	746	914	1,137	1,016	1,130	1,392	921	785	864	793
県　計	2,829	3,003	3,201	3,491	3,418	3,560	3,250	3,110	3,022	2,973

（２）ＤＶ相談の推移

ＤＶ相談は令和2年度以降、減少傾向が続いている。全体に占めるＤＶ相談の割合も、これまで60%を超えていたが、令和6年度は59.7%と60%を切っている。令和6年度はＤＶ以外のさまざまな相談割合が増えている。

＊ＤＶ防止法上では、ＤＶとは、パートナー（配偶者、内縁関係、同居している交際相手）や元パートナーから受ける暴力（身体的、精神的、性的、経済的暴力を含む）のこと。

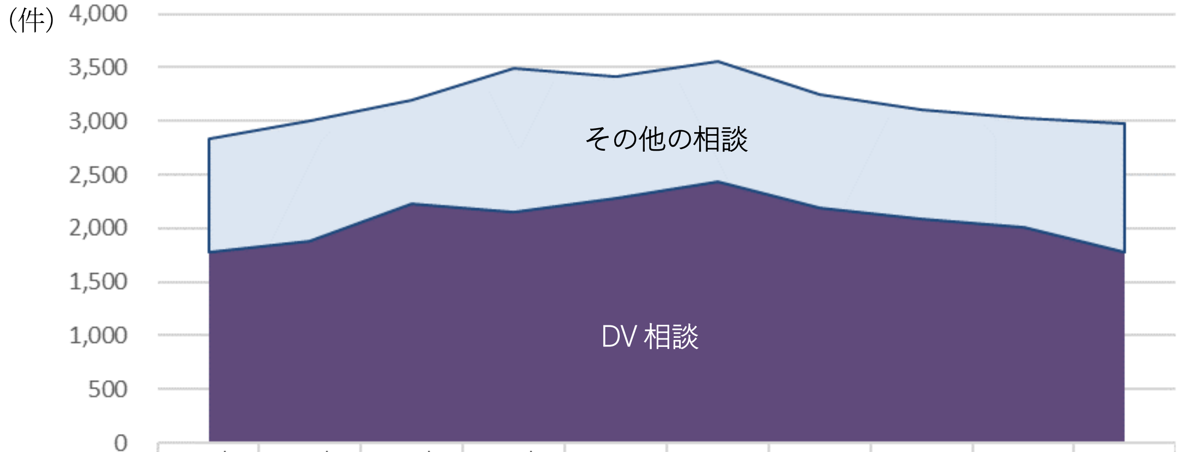

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
□その他の相談	1,047	1,118	971	1,334	1,141	1,123	1,061	1,026	1,007	1,197
■DV相談	1,782	1,885	2,230	2,157	2,277	2,437	2,189	2,084	2,015	1,776

（３）相談形態毎の推移

深刻な相談や複雑な相談についてはできるだけ来所相談を勧め、継続した支援に繋げることを心がけている。これまで相談件数の約３割が来所等での相談となっている。

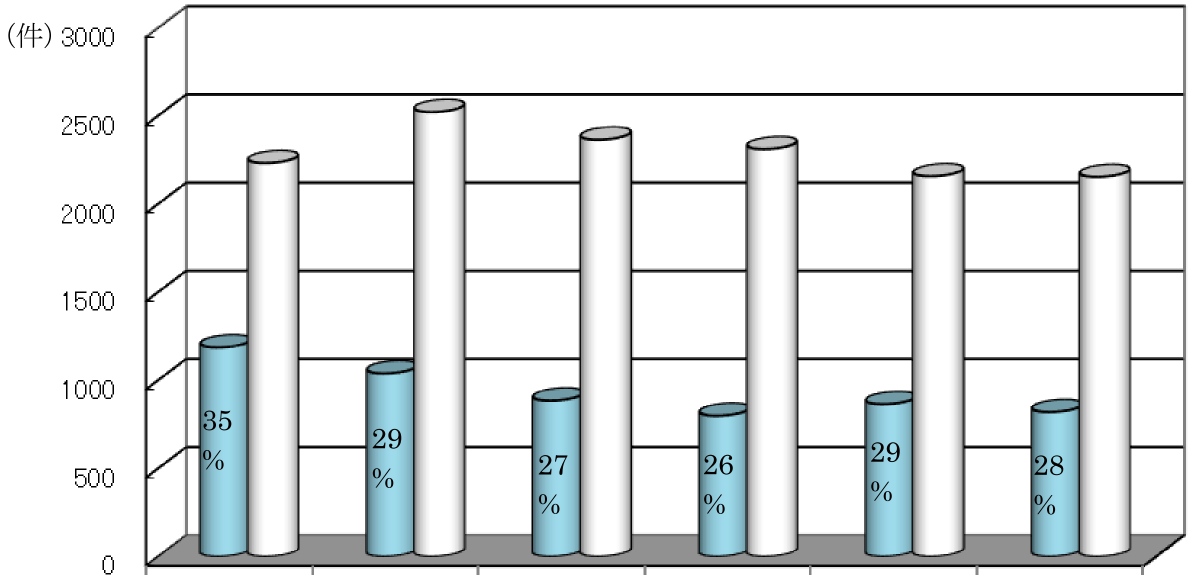

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
来所等	1186	1039	885	799	865	820
電話等	2232	2521	2365	2311	2157	2153

来所等：来所、訪問、出張、同行支援
電話等：電話、メール、ＦＡＸ、手紙

（４）証明書交付

ＤＶ被害者から来所相談があった場合、各機関で被害者に係る情報を保護してもらうため、または自立支援に向けた手続きをするために、相談があった事実を証明する証明書を交付している。証明書は住民基本台帳の閲覧制限や、加害者の医療保険の扶養から外れるための手続き等、多くの被害者支援の根拠に用いられている。

令和6年度は225件の証明書を交付した。

発行目的	長崎C	佐世保C	県計
住基支援措置	118	28	146
住宅関係	11	3	14
医療保険関係	9	4	13
雇用保険関係	5	3	8
保育所入所	2	6	8
児童手当関係	4	2	6
年金関係	4	1	5
母子寡婦法	0	0	0
その他	21	4	25
計	174	51	225

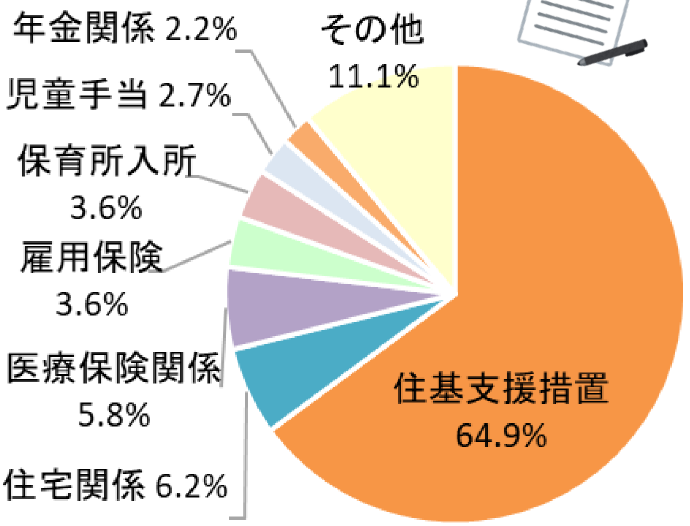

２　相談の内訳

（１）相談経路（相談者）

家族、関係者から電話相談があった場合でも各種支援につなげるため、できるだけ本人自身からも電話や来所で相談してもらうよう勧めている。そのため、来所相談、電話相談ともに本人自身からの相談が大多数を占めている。

	相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	民間シェルター	縁故者・知人	DVセンター	その他	計
来所等相談	長　崎C	544	0	0	0	1	0	0	0	47	2	5	17	24	1	0	641
	佐世保C	153	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	1	2	0	0	179
	県　計	697	0	0	0	1	0	0	0	70	2	5	18	26	1	0	820
電話等相談	長　崎C	1,049	60	10	15	4	3	4	15	162	7	26	71	93	9	11	1,539
	佐世保C	449	10	1	2	3	5	5	22	20	0	3	72	22	0	0	614
	県　計	1,498	70	11	17	7	8	9	37	182	7	29	143	115	9	11	2,153

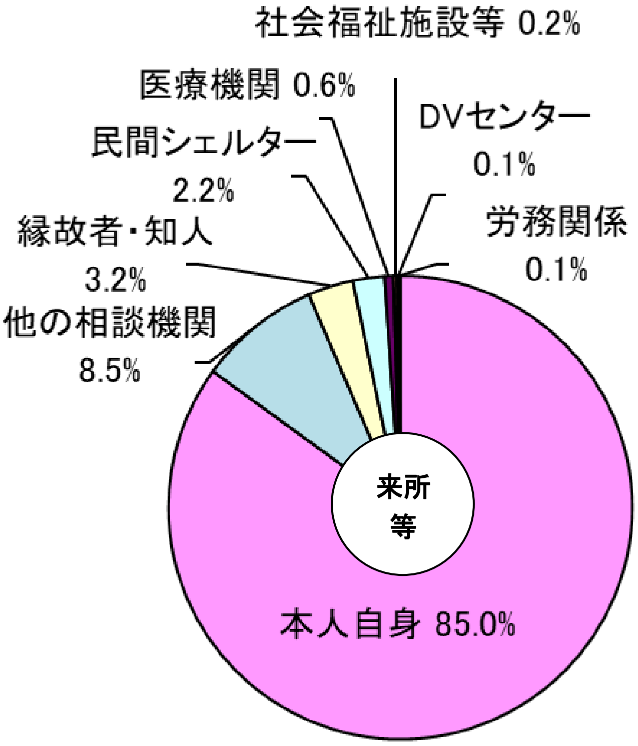

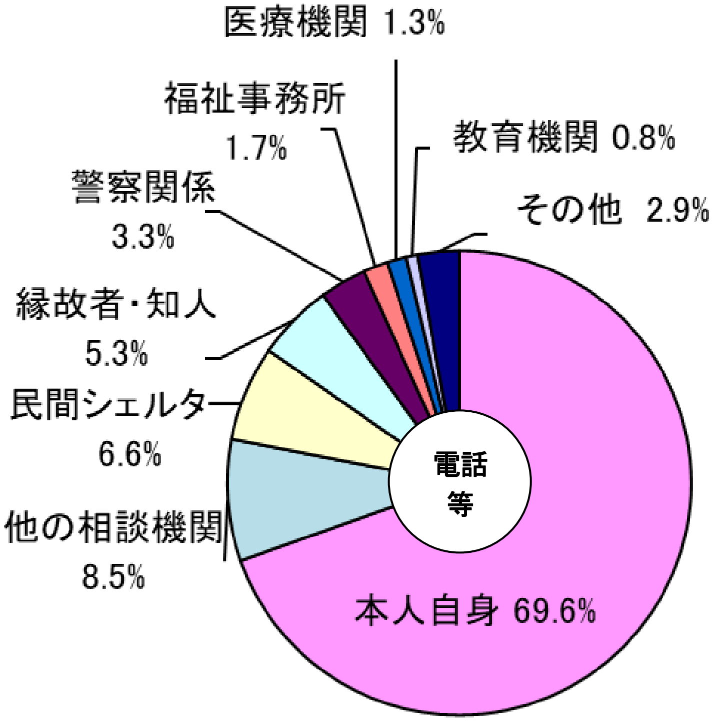

（２）主訴

主訴の 50.8%が夫等（元夫、内夫、同棲の交際相手等含む）との各種問題、42.6%が様々な相手からの暴力被害に関する相談であった。暴力は、79.7%が夫等パートナーからの暴力であり、暴力被害の相談から離婚問題に進むことが多い。

「夫等からの暴力」に、妻からの暴力被害者からの来所相談 14 件、電話相談 24 件を含む。

主　訴			内　訳		合計
			来所等	電話等	
人間関係	夫等	夫等からの暴力　★	364	647	1,011
		酒乱・薬物中毒	0	0	0
		離婚問題	132	239	371
		その他	31	96	127
	夫等の問題		527	982	1,509
	子ども	子どもからの暴力★	8	41	49
		養育困難	0	2	2
		その他	56	132	188
	子どもの問題		64	175	239
	親族	親からの暴力　★	32	73	105
		親族からの暴力　★	8	36	44
		その他	16	48	64
	親族の問題		56	157	213
	交際相手	交際相手からの暴力　★	10	22	32
		同性の交際相手からの暴力　★	0	0	0
		その他	3	9	12
	交際相手の問題		13	31	44
	その他の者からの暴力　★		6	21	27
	男女問題		4	9	13
	不純異性交遊		1	0	1
	ストーカー被害		3	6	9
	家庭不和		7	23	30
	ヒモ・暴力団関係		0	0	0
	その他		12	85	97
	その他の人間関係の問題		33	144	177
住宅関係	住宅問題		16	81	97
	帰住先なし		3	4	7
	住宅問題		19	85	104
経済関係	生活困窮		11	31	42
	借金・サラ金		5	9	14
	求職		16	36	52
	その他		21	68	89
	経済問題		53	144	197
医療関係	病気		0	34	34
	精神的問題		54	392	446
	妊娠・出産		1	2	3
	その他		0	7	7
	医療問題		55	435	490
売春・人身取引	売春防止法第5条違反		0	0	0
	売春強要		0	0	0
	人身取引		0	0	0
	売春・人身取引問題		0	0	0
計			820	2,153	2,973

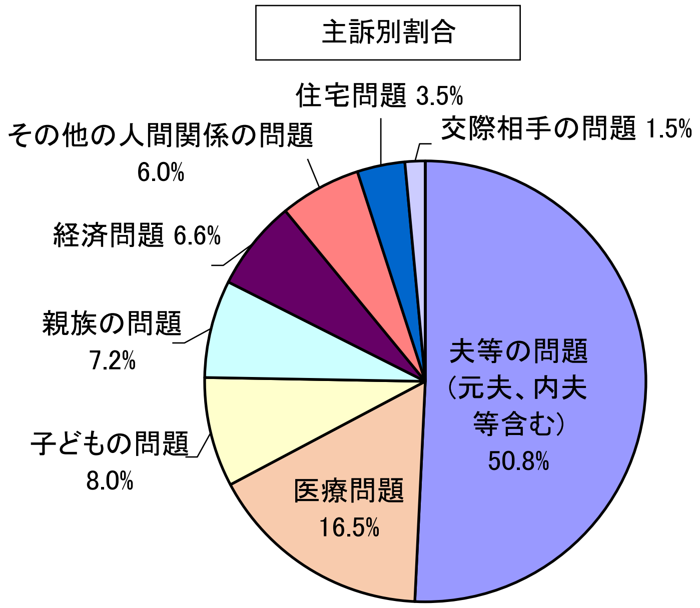

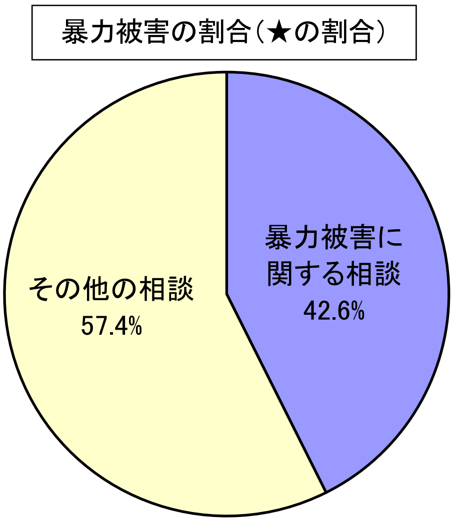

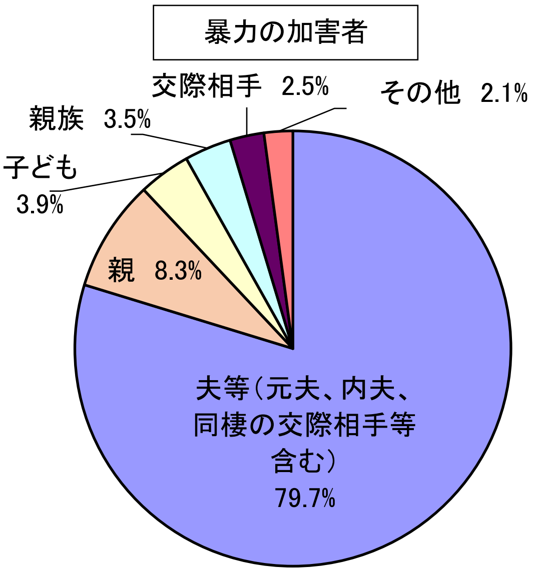

（３）相談者の居所別

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	長与町	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	県外	不明	計
長崎C	1,395	35	50	139	136	9	10	0	16	41	3	37	7	69	48	0	10	1	0	1	2	102	69	2,180
佐世保C	5	543	0	1	4	16	13	4	2	0	2	0	12	0	0	24	7	46	0	59	0	38	17	793
県計	1,400	578	50	140	140	25	23	4	18	41	5	37	19	69	48	24	17	47	0	60	2	140	86	2,973

（４）来所等相談者の詳細

①年齢層

幅広い年代から相談を受けているが、20 代、30 代、40 代からの子育て世代の相談数が 70.0%を占めている。長年、深刻な DV 被害を受け続けてきた 60 代、70 代以上からの相談もある。

	10代(内18未満)	20代	30代	40代	50代	60代(内65以上)	70代	80代	不明	計
長　崎C	29(0)	75	174	187	92	35(20)	43	5	1	641
佐世保C	10(0)	29	50	59	18	4(2)	4	3	2	179
県計	39(0)	104	224	246	110	39(22)	47	8	3	820

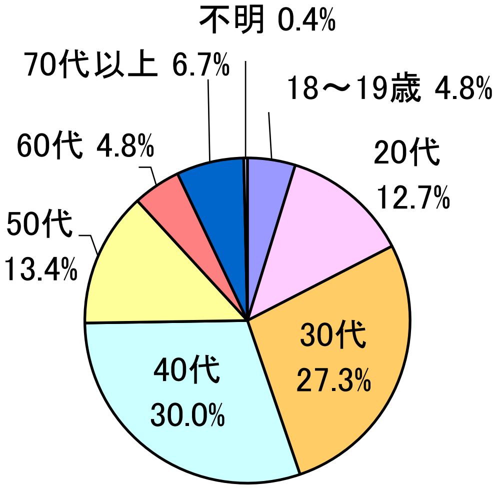

②職業

無職（ﾎｰﾑﾚｽを除く）と専業主婦で 37.9%を占めている。職業に就いていてもパートタイム労働であることが多く、自立を考えるにあたり経済的問題が障害であると考えている方が多い。

	事務従事者	販売従事者	工員	サービス業		その他の職業	専業主婦	無職		学生	不明	計
				風俗営業関係	その他			ホームレス	その他			
長　崎C	91	50	13	1	66	123	57	0	190	28	22	641
佐世保C	13	4	14	0	29	50	17	0	47	0	5	179
県　計	104	54	27	1	95	173	74	0	237	28	27	820

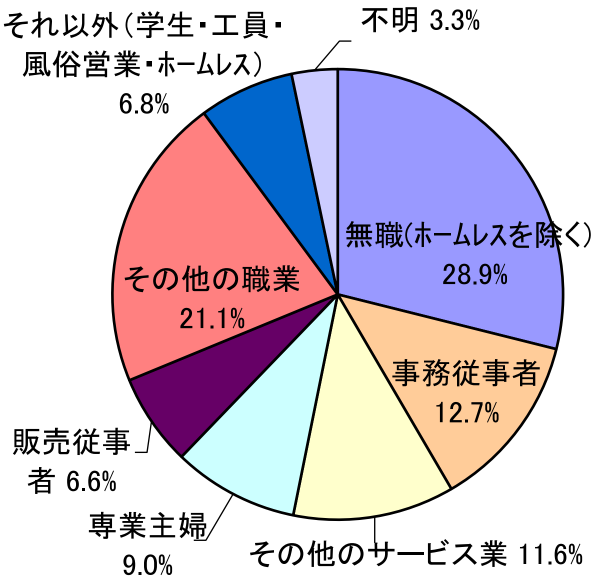

３　保護命令取扱い件数の推移

ＤＶ防止法第 10 条で規定されている、身体的暴力や生命等に対する脅迫等を受けた被害者を保護するための「保護命令」の対象になりうる方に、申立書の作成支援と地方裁判所への書面提出を行っている。

内　容	申立書作成支援					地方裁判所への書面提出				
年　度	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
長崎C	38	16	20	15	17	2	1	0	0	1
佐世保C	5	9	2	2	10	0	0	1	2	6
県　計	43	25	22	17	27	2	1	1	2	7

◆保護命令の手続きの流れ

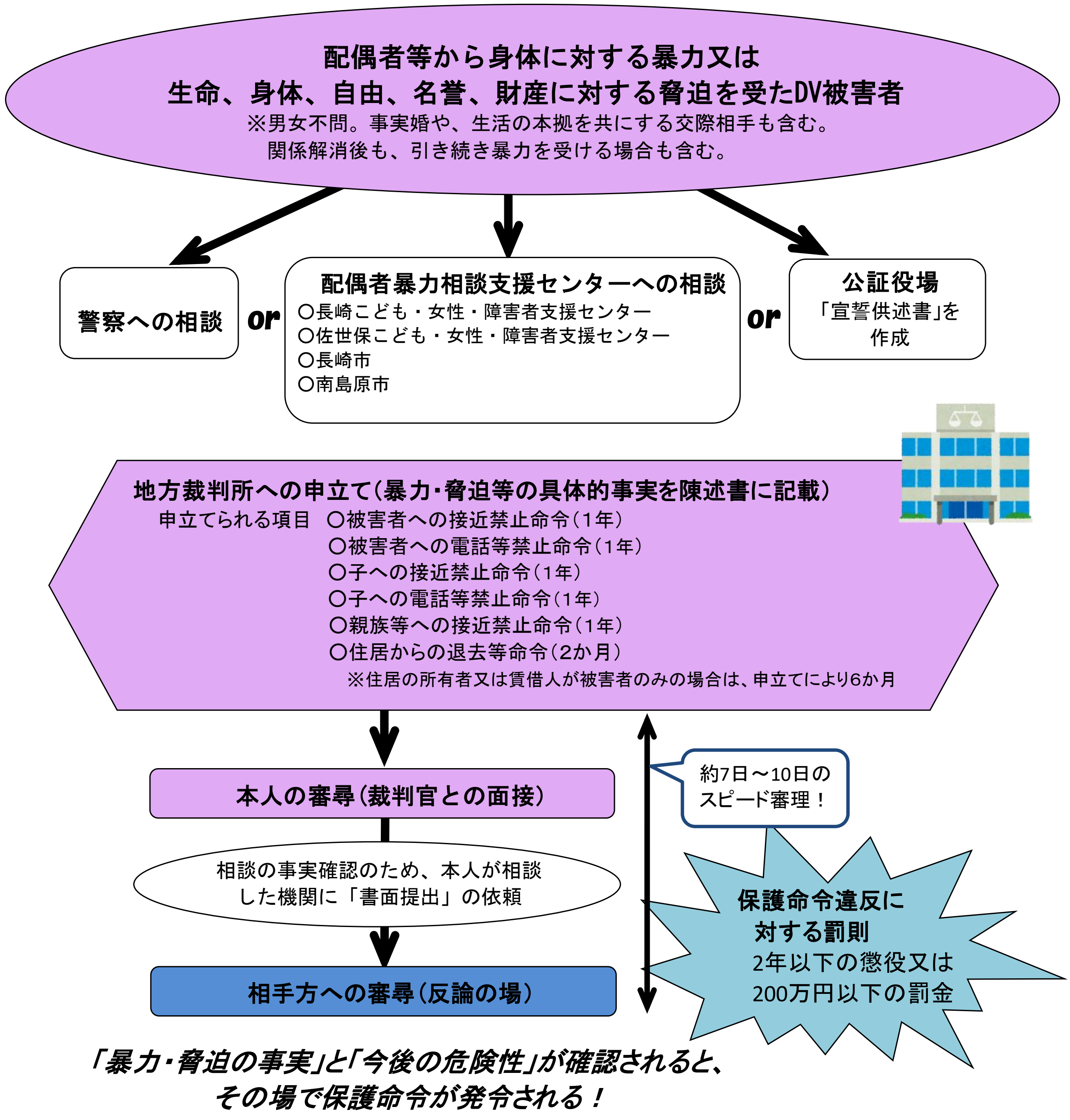

４　長崎県ＤＶ被害者等総合支援事業

平成 21 年度から民間支援団体（NPO 法人）と協働することで、ＤＶ被害者の自立へ向けきめ細かな支援を行うとともに、被害者の心身の回復への支援を行っている。令和 6 年度は一時保護所を退所した人のうち 4 名について、各種手続きへの同行等、新たな生活に向けた支援を依頼した。

また、NPO 法人との連携会議を長崎地区 21 回（164 ケース）、佐世保地区 12 回（55 ケース）行った。

５　研修会の開催・講師派遣等

（１）研修会（主催）

名　　称	月　日	研修内容
女性相談支援員等(女性相談担当職員)研修会	7 月 18 日	「DV 防止法（保護命令）について」
保護命令申立書作成支援勉強会	8 月 6 日	保護命令申立書の作成支援について

（２）連携会議(主催)

名　　称	月　日	参加機関
第 1 回配偶者暴力相談支援センターネットワーク会議	6 月 6 日	配偶者暴力相談支援センター4 機関 男女共同参画推進担当 3 機関、長崎県
県北地区女性相談関係機関意見交換会	書面開催	警察・市町・民間団体・民間ｼｪﾙﾀｰ・県関係機関・両ｾﾝﾀｰ・長崎県　　計 33 機関
県南地区女性相談関係機関意見交換会	10 月 3 日	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画推進担当、警察、司法関係、民間団体、民間ｼｪﾙﾀｰ、福祉事務所、保健所、長崎県　　計 38 機関

（３）講師等派遣

名　　称	月　日	主　催	派遣職員
佐世保女性ネットワーク学習会	6 月 24 日	佐世保女性ネットワーク	長崎センター 係長
「人身安全関連事案対策専科」研修	7 月 11 日	長崎県警察本部 生活安全部 人身安全・少年課	長崎センター 課長
「被害者支援員養成講座（第 22 期）」	8 月 24 日	公益社団法人 長崎犯罪被害者 支援センター	長崎センター 係長
「生活安全任用科生」研修	10 月 31 日	長崎県警察本部 生活安全部 生活安全企画課	長崎センター 課長
DV 根絶のための連続講座	11 月 10 日	長崎市男女共同参画 推進センター	長崎センター 所長

（Ⅲ）一時保護

「暴力から逃れる必要がある」「帰住先がない」など、電話や来所による助言指導だけでは解決が困難な問題で、緊急に保護することが必要と認められた場合、本人の意向に基づき、援助の施策が決定するまでの間、一時保護を行っている。

1　一時保護の推移

（1）入所者数

平成 24 年度には 103 名の女性を一時保護したが、それをピークに近年は 50 名前後の保護が続いていた。R6 年度は女性 29 名とさらに減少し、同伴児・者（女性が同伴した家族）23 名と合わせて 52 名の保護を行った。

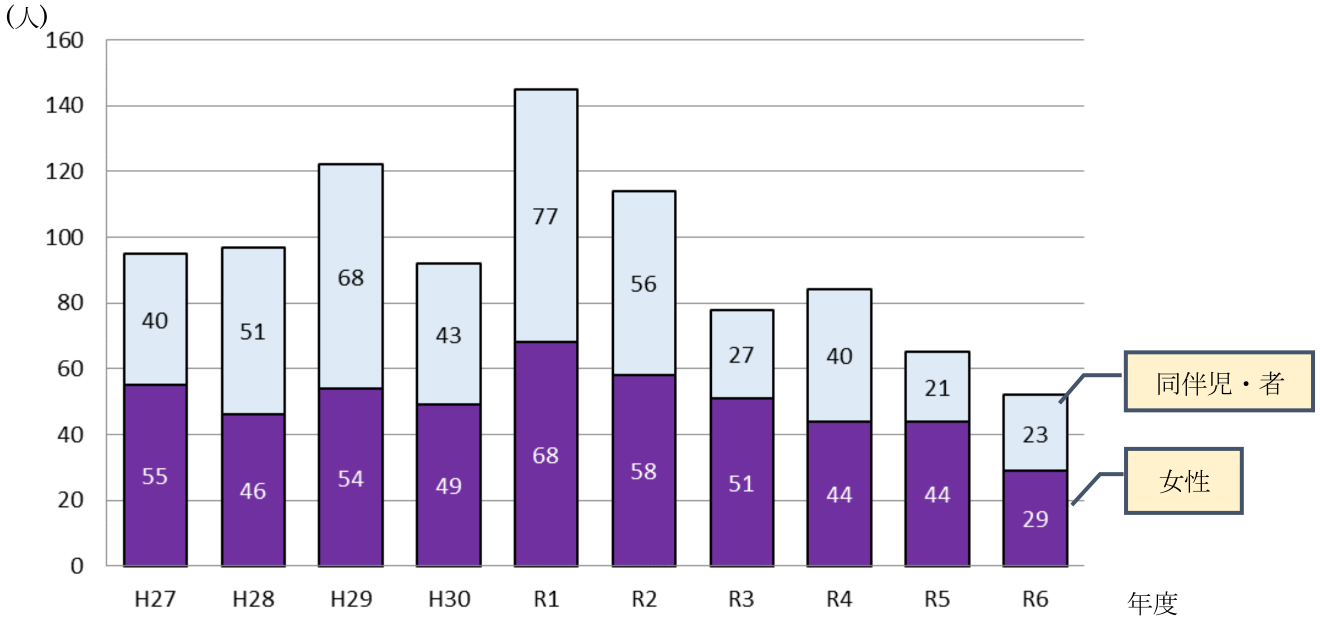

（2）一時保護の詳細

令和 6 年度は、女性の保護数は減少したものの、滞在延べ日数が昨年度並みであったため、平均保護期間が 14.9 日と増加した。

＊（　）はDV被害者数を再掲

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
女　性	実人員	58(37)	51(26)	44(28)	44(28)	29(23)
	延べ日数	760	511	634	466	432
同伴児・者	実人員	56(48)	27(15)	40(29)	21(18)	23(23)
	延べ日数	767	330	532	294	310
合　計	実人員	114(85)	78(41)	84(57)	65(46)	52(46)
	延べ日数	1,527	841	1,166	760	742
平均保護期間	女　性	13.1	10.0	14.4	10.6	14.9
	同伴児・者	13.7	12.2	13.3	14.0	13.5
１日平均保護者数	女　性	2.1	1.4	1.7	1.3	1.2
	同伴児・者	2.1	0.9	1.5	0.8	0.8
保護期間最長	女　性	44	39	59	36	43
	同伴児・者	44	39	39	36	43
次年度へ継続	女　性	4	1	1	0	0
	同伴児・者	7	0	0	0	0

２　昨年度の状況

（１）相談経路・主訴

一時保護となった 29 名の内、警察を通じて入所するケースが 21 件と半数以上を占めた。

また、79%にあたる 23 名がパートナー（夫や同棲の交際相手）からの暴力であるＤＶを受けており、それ以外の者からの暴力被害も含めると、27 名 93%が暴力から身を守るための一時保護だった。さらに、55%にあたる 16 件が、夜間・閉庁日の時間外入所となる緊急対応となっている。

相談経路	DV	その他	総計
警察関係	17	4	21
本人自身	3	1	4
他の相談機関	2		2
他の女性相談支援員	1		1
DVセンター		1	1
総　計	23	6	29

主　訴			件数	
暴力被害	DV	夫等からの暴力	21	27
		同居の交際相手からの暴力	2	
		子どもからの暴力	2	
		親からの暴力	1	
		親族からの暴力	1	
帰住先なし			1	
その他の人間関係			1	
総　計			29	

＊DVは「夫、元夫、内夫、元内夫、同居の交際相手、元同居の交際相手から暴力を受けた者」を挙げている。

（２）年齢別

20 代～40 代が 16 名と全体の 55%となっているが、その中でもＤＶを主訴に避難した女性については、88%を占めている。また、60 歳以上は全体の 31%を占め、その内訳もＤＶによるものが 67%であり、その他も子どもからや親族から等、全て暴力を理由とする避難であった。

主となる主訴		総計	18～19歳	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
DV	夫等からの暴力	21		4	3	7	1		2	2	2	
	同居の交際相手からの暴力	2					2					
その他の暴力被害	子どもからの暴力	2							2			
	親からの暴力	1		1								
	親族からの暴力	1						1				
帰住先なし		1			1							
その他の人間関係		1	1									
総　計		29	1	5	4	7	3	1	4	2	2	0

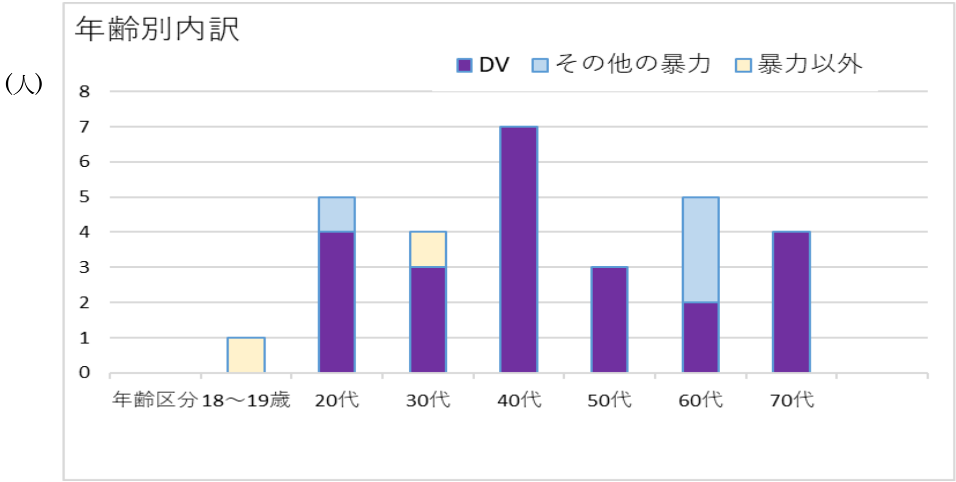

（３）同伴児・者

一時保護した女性の41%に同伴児･者がおり、そのすべてがＤＶ被害者の同伴児･者であった。一時保護した同伴児・者数は23名で、その内、乳・幼児が50%を占めていた。1月以上の長期の保護になったケースが3名だった。

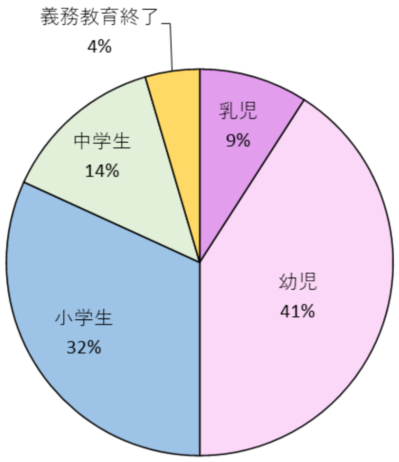

同伴児･者詳細		人数	入所期間(日)					
			1～5	6～10	11～15	16～20	21-30	31以上
ＤＶ被害者	乳児	2	1			1		
	幼児	9	2	1	2	1	1	2
	小学生	7	2	2	1	1		1
	中学生	3		1	1	1		
	義務教育終了	1		1				
	18歳以上	1				1		
	小計	23	5	5	4	5	1	3
その他	乳児	0						
	幼児	0						
	小学生	0						
	中学生	0						
	義務教育終了	0						
	18歳以上	0						
	小計	0	0	0	0	0	0	0
総計		23	5	5	4	5	1	3

（４）処理別（退所理由）

処理別(退所理由)	DV	その他	総計
自立(ｱﾊﾟｰﾄ等への入居)	6	2	8
自費で利用できるｽﾃｯﾌﾟﾊｳｽ等(ﾎﾃﾙ等)	3	3	6
帰郷(実家、生家、親族宅等へ)	5		5
帰宅(直近の住居へ)	3	1	4
母子生活支援施設入所	3		3
他の社会福祉施設へ入所	2		2
女性自立支援施設へ入所	1		1
総計	23	6	29

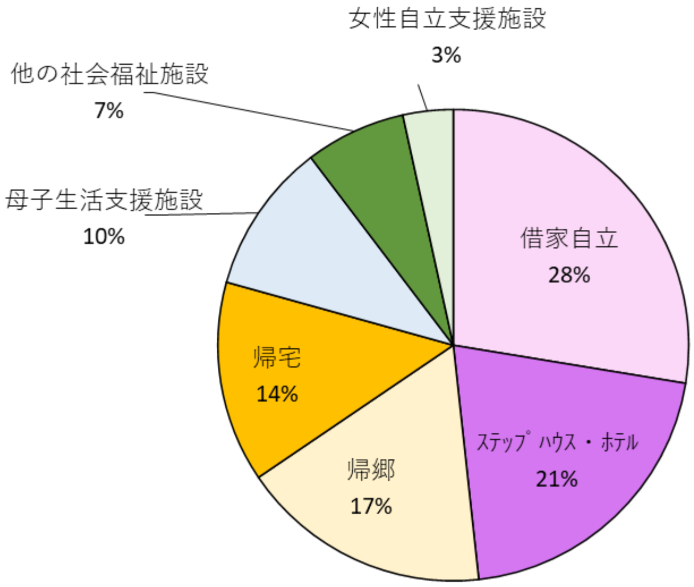

「アパート等を借りて自立する者」が28%､「自費で利用できるステップハウス・ホテル等の利用」が21%で約半数を占めた。その他「実家や親族等を頼って退所となる者」が 17%「直近の住居へ戻る者」が 14%、その他は、母子生活支援施設、救護施設、老人ホーム、女性自立支援施設への入所となった。

また、新生活を始めるために資金がなく、入所中に生活保護の申請をしたケースが5件だった。

（５）出身地

出身地	人数
長崎市	10
佐世保市	3
大村市	3
平戸市	2
その他県内市町	6
県外	5
総　計	29

長崎市出身者が 34%を占めている。また、県外出身者が長崎に来てから保護を求めたケースが5件あった。

（６）滞在日数

令和６年度の平均保護期間は14.９日だった。3日以内で退所したケースが８名と全体の約28%を占め、直近の住居への帰宅が３名、実家等への退所が３名、ステップハウスへの退所、社会福祉施設等への入所がそれぞれ１名となっている。

長期間の入所となったケースは、「県外の母子生活支援施設への入所を希望し施設との調整に時間を要したケース」「本人の意思決定を待ち支援の方針が定まることに時間を要したもの」「生活保護を申請し、決定した後に新居を構えたケース」等、各関係機関との連携の下、様々な施策を活用することで新生活へ繋げることができた。

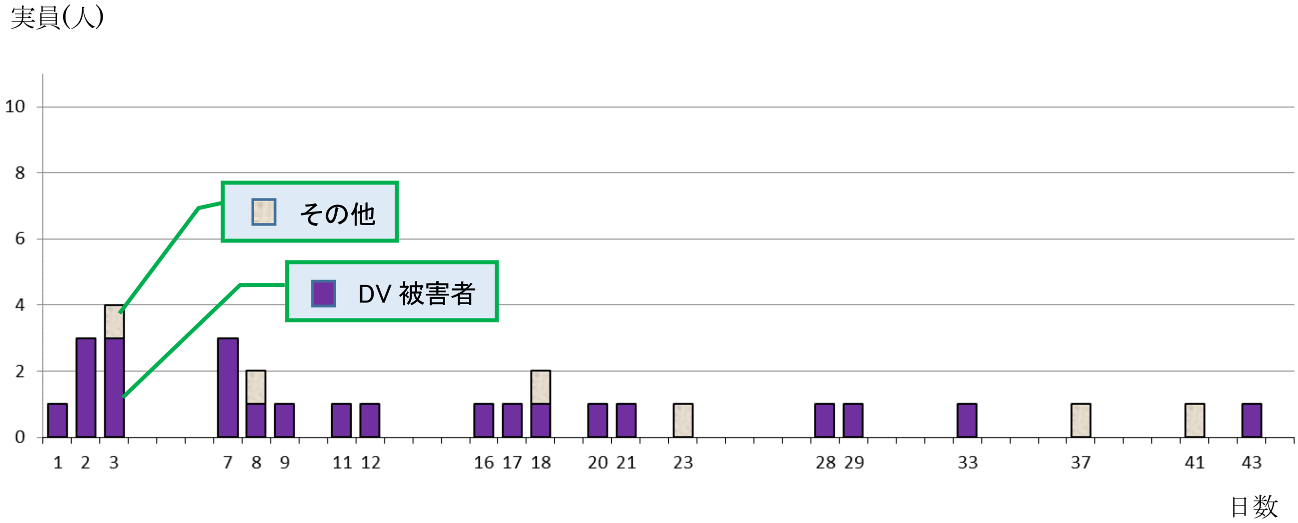

3　入所中の対応

入所期間中は、安全を確保し、心身の休養と安定を図るとともに、さまざまな社会資源に関する情報を提供するなど、入所者の自立更生に向けた支援、行動観察、生活指導及び、入所者の生活向上のための講習会開催等を行っている。

（１）心理判定

暴力被害を受け続けることで、心身に対して大きなダメージを受けている入所者が多い。

そのため、必要に応じ福祉施策や治療に繋げることを目的に、心理支援員により各種検査、心理面接を実施している。令和６年度は性格検査・知能検査等の心理検査を10件、心理面接を延べ151回実施した。

内　容	対象	延べ数	計
性格検査・知能検査	女　性	10	10
	同伴児	0	
心理面接	女　性	131	151
	同伴児	20	

（２）精神科相談

心理的・医学的なケアを要するケースが多いため、外来の相談者とともに一時保護の入所者も対象とした精神科医の嘱託医による相談を月２回行っている。入所期間には強い不安や不眠を訴えるケースが多い。受診の結果「要受診」となった者が 23 名だった。

対象	診察の結果等	実人数
女性本人	要受診	23
	要経過観察	5
	医学的不介入	15
ケース相談		5
計		48

（３）服薬管理

安全に生活してもらうため、安定剤等の服薬が必要な場合は、確実に服薬できるよう職員が服薬管理を行っている。

令和６年度は７名、24％の入所者について服薬管理を行った。

（４）法律相談（外来相談も含む）

今後のことを考えるためには、正確な情報を得る必要がある。そのため、弁護士による法律相談を行っている。相談は月に１回の直接相談とともに、FAX で回答を求める FAX 相談を行っている。相談者の 57％が離婚に関する問題を相談している。

なお、佐世保センターでも法律相談を実施しており、令和６年度は 18 件の相談を受けている。

	一時保護者	来所者	職員	計
直接相談	7	37	2	46
FAX相談	2	7	6	15
電話相談	0	2	2	4
計	9	46	10	65

（５）ハローワークとの一体事業

避難したことで退職を余儀なくされたり、新生活のために就職を急ぐケースが多い。そのため、平成 24 年度からハローワークとの一体事業で個別相談や講座を開催してもらい、雇用保険や求人情報等、幅広く情報を提供してもらっている。

	開催回数	延べ人員
個別相談	5	5
講座	2	7

（６）同伴児への対応

①青いノート

ＤＶに巻き込まれ、気持ちの整理もつかないまま避難を強いられた同伴児童への支援として、一時保護所の目的の説明や暴力についての心理教育を行うために作成された「青いノート」を活用している。主に学齢児以上を対象とし、令和6年度は延べ12名に実施した。

②訪問教育

　一時保護している同伴児童の教育を保障するため、県教委・市教委との連携により、平成 17 年度から専任の教諭が派遣されている。平成 20 年度からは専用の学習室、平成 22 年 11 月には屋内運動施設も完成し体育の授業も可能になった。
　令和 6 年度は平日 3 時限の授業を 47 日実施し、延べ 70 名の児童が参加した。
　子ども自身の学校復帰への不安感の軽減が得られるとともに、保護者も、子どもを巻き添えにしたことの罪悪感から解放されるなど、訪問教育の果たす役割は大きい。

	学年	実人員	
小学	1年	0	5
	2年	2	
	3年	0	
	4年	1	
	5年	1	
	6年	1	
中学	1年	1	3
	2年	2	
	3年	0	

授業日数
47日

延べ
70名参加

③あれこれ会

（ＤＶ被害を受けた母子への同時並行心理教育プログラム『コンカレント・プログラム』の活用）

　児童の自尊心の低下、感情表出の不得手、暴力的傾向の改善が目的に、平成26年度より、『あれこれ会』と称し『コンカレント・プログラム』の一部を心理支援員が行っている。
　令和6年度は、6名の同伴児に延べ9回のプログラムを実施した。
　家庭内での暴力について安心して話せる場をもうけることで、暴力についての誤った認識を変えるとともに、感情を吐露できる場となっていた。特に、個別では語れなかった子どもが、本プログラムの中では安心して発言できるようになっていった。

（７）所内研修

一時保護入所者の心理的安定や生活力向上を図るため、入所者の状況に応じて研修を実施。令和 6 年度は、緊急時迅速に対応するために消防署救急隊員を講師に招き心肺蘇生法や AED の使い方を学ぶ研修会を開催した。

名　　称	参加者
救命救助研修会	12 名

（Ⅳ）女性自立支援施設

　様々な困難な問題を抱える女性が、その心身の健康の回復をし、地域社会において安定的に生活するための基盤を構築するよう、中・長期の入所による支援を行っている。

１　入所者の推移、状況

年度	人数	主訴	年代	同伴児	入所日数	退所理由
R2	2	夫等からの暴力	50代	無	33	自立（アパート等への入居）
		息子からの暴力	70代	無	27	自立（アパート等への入居）
R3	1	夫等からの暴力	50代	無	26	自立（アパート等への入居）
R4	2	夫等からの暴力	50代	無	63	自立（アパート等への入居）
		息子からの暴力	80代	無	47	自立（アパート等への入居）
R5	1	親族からの暴力	20代	無	25	施設等への入所
R6	1	夫等からの暴力	20代	有	38	帰郷（実家、生家、親族宅等）